

防犯灯に関する Q & A

Q.従来型の蛍光灯と LED 灯の寿命はどのくらいか？

A.従来型の蛍光灯は約 8,500 時間（約 2 年）、LED 防犯灯は約 40,000 時間（約 10 年）。

※上記はあくまでも目安です。使用環境やメーカーによって上記のとおりとは限りませんので、ご了承ください。

Q.①LED防犯灯の器具の更新と⑥LED防犯灯の修繕ではどのような違いがあるのか？

A.①LED防犯灯の器具の更新は、LED防犯灯の本体を交換する場合です。⑥LED防犯灯の修繕はLED防犯灯の一部が破損していることにより、カバーやセンサー等の一部部品を交換する場合です。

Q. ④LED防犯灯用の支柱の新設（建替時の撤去費含む）と⑤防犯灯支柱の撤去及び廃棄ではどのような違いがあるのか？

A.④LED防犯灯用の支柱の新設（建替時の撤去費含む）は、該当の防犯灯を撤去後、同じ場所又は近い場所に新しい支柱を建てる場合です。⑤防犯灯支柱の撤去及び廃棄は、老朽化等により、防犯灯をまるごと撤去し、新しい支柱を建てない場合です。

Q.防犯灯を新しく建てたい場合（周辺に防犯灯がない場合）はどこに該当するのか？

A.この場合は、③LED防犯灯の新設と④LED防犯灯用の支柱の新設（建替時の撤去費含む）となります。

Q.請求書に記載する年月日と文書番号は書いて提出した方がよいのか？

A.該当の交付決定通知書の一番右上の日付と文書番号をそのまま記載してください。ご不明な場合は、空欄にさせていただき、窓口で担当と確認しながらの記載をお願いします。

Q.請求書の二枚目に記載する金額はどの金額を記載すればよいのか？

A.業者によっては、複数灯の見積もりを依頼した際、合計全額が記載されており、一灯ごとの見積金額が書かれていないことがあります。複数灯見積を依頼する場合は、一灯分ずつの金額が分かるように業者の方に依頼し、一灯分ずつの記載をお願いします。

(特記事項)

防犯灯設置補助金は、毎年１０月末頃に提出いただいた予定調書の灯数分と緊急対応灯数分のみ予算をとっている状況です。そのため、予定調書を提出されていない地区の方の緊急対応以外の申請は、予算の関係上、補助金の受付を待つていただくことになります。補助金の予算が余っていれば年度中で対応可能な場合もありますので別途ご相談下さい。また、次年度以降の対応で構わない場合は、毎年１０月頃に依頼しております来年度の予定調書での提出をお願いします。